

これらの改正により、具体的にどれくらい税額が変わるのでしょうか？

65歳以上で公的年金収入のみの人に対する市・県民税額の一例ですので参考にしてください。

【一郎さんの税額変更例】

	所得	所得控除			市・県民税額
		高齢者控除	その他	合計	
17年度	150万円	48万円	91万円	139万円	8,600円
18年度	180万円	0万円	91万円	91万円	45,100円

公的年金控除改正 ↑
 高齢者控除廃止 ↑
 定率減税の見直し ↑
 内訳 { 社会保険料控除 25万円, 配偶者控除 33万円, 基礎控除 33万円 }

■17年度市・県民税が課税されている人の場合
 【2人世帯】
 能代一郎（70歳）
 収入：公的年金収入300万円のみ
 能代花子（63歳）
 収入：公的年金収入90万円のみ

【次郎さんの税額変更例】

	所得	所得控除			市・県民税額
		高齢者控除	その他	合計	
17年度	120万円	48万円	53万円	101万円	0円
18年度	140万円	0万円	53万円	53万円	44,200円

公的年金控除改正 ↑
 高齢者控除廃止 ↑
 定率減税の見直し ↑
 内訳 { 社会保険料控除 20万円, 基礎控除 33万円 }

非課税措置の見直し ←

■市・県民税が新たに課税される人の場合
 【単身世帯】
 能代次郎（68歳）
 収入：公的年金収入260万円のみ

【三郎さんの税額変更例】

	所得	所得控除			市・県民税額
		高齢者控除	その他	合計	
17年度	100万円	48万円	53万円	101万円	0円
18年度	120万円	0万円	53万円	53万円	11,500円
19年度	120万円	0万円	53万円	53万円	23,200円

公的年金控除改正 ↑
 高齢者控除廃止 ↑
 定率減税の見直し ↑
 内訳 { 社会保険料控除 20万円, 基礎控除 33万円 }

非課税措置の見直し 経過措置 ←

■市・県民税が新たに課税される人の場合
 （合計所得金額が125万円以下で減額措置のある場合）
 【単身世帯】
 能代三郎（66歳）
 収入：公的年金収入240万円のみ